

# OpuL

## No.6

岡山県立大学  
OKAYAMA PREFECTURAL UNIVERSITY



見て! 借りて! 読んで!

私たちの選んだ本

展示期間  
2011年  
1/11火 ~ 1/31月

展示場所  
図書館1階

### ◆ 選書ツアーの光景



### ◆ こんな感想を頂きました。

- ★自分達が選んだ本を使って後輩たちが実習をしていくと思うと嬉しくなります。今回参加できて本当に良かったです。
- ★“人間”“行動”“工学”“スポーツ”“医学”とキーワードになる語句が多く選書には苦労したが、改めて自分の学ぶ領域の広さを感じることができた。
- ★2時間があったという間でした。「あーゆー一本もあれば…」と思う本をどんどん選べて嬉しかったです。多くの後輩に参加できる機会を作ってもらいたいです。



## Contents

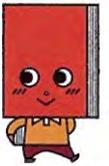
- Pick Up** **図書**の森 ~各学部の教員がすすめる~
- 特集 第2弾 一度は読んでもらいたい本
- シリーズ第6弾 貴重本から ◆新着図書の紹介

- ◆ 参加しました。学生選書ツアー2010
- ◆ 図書の森
- ◆ 「日本人の知性」『ヒューマニティーズ』-瀬島氏より寄贈-
- ◆ 図書館の歩き方-著作権講習会&JapanKnowledge+利用講習会-
- ◆ 著作権ぷち講座
- ◆ 図書館からのお知らせ

Pick Up

第2弾

# 各学部の教員がすすめる 一度は読んでもらいたい本



## 「望郷の道」 上下巻

情報工学部

亀山 嘉正 先生



著者：北方 謙三  
出版社：幻冬舎

本書は“バナナキャラメル”で有名となった「新高製菓」を一代で築いた著者の曾祖父母をモデルに描いた小説である。

主人公の正太は佐賀県に生まれる。賭場の女将と結婚し婿入りする。家業繁栄のために尽くすが、家を守るためめめごとを起こし、裏の世界から表の世界へ追放される。家族に別れを告げる間もなく台湾に渡り、裸一貫で製菓事業を興す。正太が台湾に居ることを知った妻は賭場を手放し正太の元へやってくるが、二人を待ち受けていたのは苦勞の連続であった。そんな二人が一生懸命に生きる姿を、激しくそして時には繊細に描いた力作である。

心を揺さぶる伝記小説は、私たちに貴重なアドバイスを与えてくれる。人生は、巡り合わせの積み重ねである。皆さんもその一つ一つを大切に、自分の夢を実現するよう頑張ってください。

(資料 ID: 上 0003100383 / 下 0003100392)

## 「十八史略」 全5巻

保健福祉学部

辻 英明 先生

中国古典である十八史略は約 800 年前に曾先之により編纂されたものである。当書は 4000 年前から元の成立時までの 3000 年間の王朝の興亡とそれに関わった人物の歴史を編纂した歴史書であり、世にでて以来今日にいたるまで広く根強く愛好され、いまだに続くロングベストセラーの書物である。2006 年に「十八史略」全 5 巻が徳間文庫から文庫として刊行された。

私たちの寿命は精々 80 歳ぐらいであるが、私たちがその間に直接体験して知ることができるのは極めて限られている。しかし、十八史略のような古典をたった一つ読むだけで中国 4000 年の歴史のうち、今から 1000 年ほど前までに起きた歴史上の人物による夥しい成功例あるいは失敗例を知ることができ、私たちの生き方に示唆に富んだ知恵を与えてくれる。

(資料 ID: 0001629367 他)



編訳：『中国の思想』刊行委員会  
出版社：徳間文庫

## 「The Top Floor」

デザイン学部

草間 喆雄 先生



ザ・トップ・フロア実行委員会  
(編集・発行)

Top Floor という本は、私と本学で教鞭をとられた故小林正和そして浅井伸一の 3 人で 30 年ほど前に、京都市の中心に作った無人ギャラリーの記録である。

当時繊維造形（ファイバーアート）を扱うギャラリーとは一線を画し、ギャラリーのオーナーも作者自身もない、作品だけが存在する空間に作り上げた。現在もこのギャラリーは教え子により存続しているが、我々 3 人が関わったのは 1981 年から 1986 年までの 6 年間である。その 6 年間の記録を写真と関係者の対話と美術記者たちのコメントで成り立っている本である。

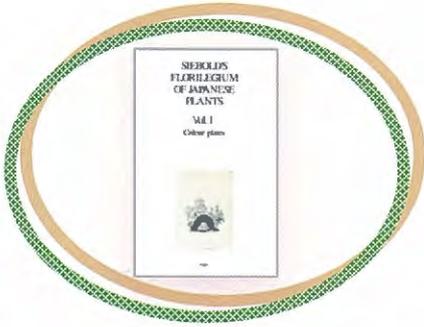
(資料 ID: 0003105815)

シリーズ  
第6弾

貴重本から

# Siebold`s florilegium of Japanese plants

(シーボルト旧蔵「日本植物図譜」)



出版社：丸善

シーボルトは江戸末期、オランダ商館の医師として長崎に渡来しました。博物学者でもあった彼は、出島内に植物園を造り日本各地で集めた約千種の植物を植え、日本人絵師川原慶賀らに写生させました。

その成果を、「フローラ・ヤポニカ（日本植物誌）」として欧州で出版しましたが、これは慶賀らの絵を見せてドイツ人画家に描かされたものです。

本書は、ロシア科学アカデミー・コマロフ植物研究所の図書館に125年間秘蔵されていた慶賀らの原画を、原寸大で写真製版したものです。

実物を見て描いた正確さと高い技術による独特の表現は、科学的にも芸術的にも優れており、見る者に新鮮な驚きと静かな感動を与えます。

(資料 ID : 0001635865 他)

New

新着図書を紹介

## 「植物になって人間をながめてみると」

この本は、「植物をいじるのが好き」という植物おたくの著者が、植物の世話を終え一息ついた時にふと頭に浮かんだ疑問、「もしかして私は植物のために働いたのではなく、働かされたのではないか？」より生まれたそうです。その疑問をもとに、さまざまな植物との出会いをリアルに描き、両者のかかわりを平易かつ鋭く述べています。

そして、植物を環境エネルギーや食糧問題の解決のために働かせるには、植物の特性を考慮する取組が必要であると、具体的かつ斬新なアイデアを示しています。

本書からは、困難な問題に直面したとき、主客転倒型で考察することの重要性を窺い知ることができるでしょう。

(資料 ID : 0003096937)



編著：緑 ゆうこ

出版社：紀伊國屋書店

## 「日本人の知性」「ヒューマニティーズ」 —瀬島氏(仁科賞受賞)より寄贈—



大学院情報系工学研究科博士後期課程を本年3月に修了された瀬島吉裕さんは、在学中の研究成果が認められ仁科賞を受賞されました。同氏から寄附金が寄せられ「幅広い分野の図書を購入し、後輩の育成に役立てて欲しい」とのご意向がありました。情報工学部長と相談の結果、人文学領域の次の2シリーズを購入しました。

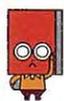
- ◆ 「日本人の知性」(学術出版会/日本図書センター)
- ◆ 「ヒューマニティーズ」(岩波書店)

みなさんの将来設計のためにも、これらの良書をご活用ください。

(日本人の知性/資料 ID : 0003106705 他、ヒューマニティーズ/資料 ID : 0003106652 他)



瀬島 吉裕 氏



## 「図書館の歩き方」

—著作権講習会 & JapanKnowledge利用講習会—

### これって著作権違反？

2010年8月3日(火)に開催しました。

著作権の基礎、レポート・卒論を書く際の引用の仕方まで幅広く学びました。

講師：荻田 實 先生  
岡山県立大学メディアセンター



### 知識探索サイト ジャパンナレッジ プラス JapanKnowledge+ 利用講習会

2010年11月26日(金)に開催しました。

基本的な使い方とレポート作成時の情報収集法を具体的な例を挙げて説明を受け、データベースの活用法を学びました。

講師：桑原 博文 氏  
(株) ネットアドバンス



## ● 著作権ってなに？

著作者が著作物を作成すると誰にでも平等に発生する権利で、著作物を無断で他人に利用されないための法的な権利です。

人のマネではなく、思想や感情を創作的に表現したものであれば、子どもの書いた絵も著作物となります。その著作物を作成した人(ここでは子ども)を著作者といい、絵には著作権が発生します。



著作権法は「著作者の権利(著作者人格権と著作権)」と「著作物」を保護する法律です。

## ● 著作者の権利

著作者人格権	著作権(財産権)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表権</li> <li>・氏名表示権</li> <li>・同一性保持権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複製権</li> <li>・上演権・演奏権</li> <li>・上映権</li> <li>・公衆送信権など</li> <li>・口述権</li> <li>・展示権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頒布権</li> <li>・譲渡権</li> <li>・貸与権</li> <li>・翻訳権・翻案権など</li> <li>・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利</li> </ul>

## ● 著作物を定められた条件で自由に利用できる場合 (著作権法第30条から第50条)

自由に利用できる場合	主な内容及び条件
私的使用のための複製 (著作権法第30条)	家庭内など個人的な限られた範囲内での使用を目的とする場合、著作物を複製することができる。
図書館等における複製 (著作権法第31条)	法令で定められた図書館などに限り、一定の条件の下で利用者の求めに応じて複製物を提供することができる。
引用 (著作権法第32条)	公表された著作物を引用する場合、引用の目的上、正当な範囲内であれば利用することができる。

注)上記以外にも試験問題としての複製や点字による複製などがあります。「自由に利用できる場合」には制限があります。必ず著作権法をご確認ください

## ● 著作物の引用

### — 引用する場合の注意事項 —

- ・公表された著作物であること。
- ・目的が正当であること。
- ・引用部分が明確に『』や段落で区分されていること。
- ・質的量的に自分の著作物が「主」、引用する著作物が「従」であること。
- ・著作物のタイトル、著者名、出版者名、巻・号(出版年)、ページを明記すること。

### 著作権 Q & A

Q: 他人の作品を真似て作品を作った場合、少しだけ変化をつけたら著作権には問題ないのでしょうか?

A: あなたの作品が他人の作品との同一性やその特徴を感じさせるような場合は著作権者の許諾を得る必要があります。

Q: 探していた論文を見つけたのですが、「禁無断転載・複写」と記載があります。

A: 著作物の転載や複写(コピー)は禁止という意味です。著作権者の許諾が必要となります。ただし、引用は可能です。

\*引用するには制限があります。上記の「著作物の引用」を参考にしてください。

Q: 違法なサイトと知りながら、音楽をダウンロードしました。

A: 違法配信されている音楽・映像を違法と知りながらダウンロードするのは違法(権利侵害)となります。正規の配信サイトを安心して利用できるように「エルマーク」の普及が行われています。

Q: Web ページで Copyright©2010 ISKY, All Rights Reserved という記載を見かけますが、どういう意味ですか?

A: 「Copyright」は著作権。「©」はマルCとも呼び Copyright の省略記号。2010 は初めて公表した年。「ISKY」の部分が著作者。「All Rights Reserved」は全ての権利は著作者にあるという意味です。

## ● 著作物とは(著作権法第2条1項1号)

「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう」

## ● 著作物の種類

種類	著作物のいろいろ
言語	小説、脚本、論文、詩歌、講演など
音楽	楽曲や歌詞など音によって表現したもの
舞踊 無言劇	日本舞踊、バレエ、ダンスなど
美術	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築	芸術的な建造物
地図、図形	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真	写真、グラビアなど
プログラム	コンピュータ・プログラム

上記以外にも二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物があります。

## 図書館からのお知らせ

◆2011年1月11日~31日まで選書ツアーで購入した本の展示を行います。

◆年末年始の開館時間等は下記をご覧ください。

### 図書館カレンダー

2010年12月 2011年1月

December 2010							January 2011							
					12									1
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
-	-	-	1	2	3	4	-	-	-	-	-	-	1	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	
26	27	28	29	30	31	-	23	24	25	26	27	28	29	
							30	31	-	-	-	-	-	

□ 通常開館 9:00~21:30

■ 17時閉館 9:00~17:00

■ 休館日

【注意】開館日・開館時間は変更される場合があります。

図書館ホームページ等でご確認ください。

